社会保険労務士法人 東海林・旭事務所

Labor and Social Security Attorney Shoji Asahi Office

事務所ニュース

一令和3年9月一

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel: 03-5815-8911 / Fax: 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL: http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果が公表されました

令和3年8月20日、厚生労働省は長時間労働が疑われる事業場に対して、令和2年度に実施した労働基準監督署による監督指導の実施結果を公表しました。

今回、監督指導が実施された 24,042 事業場のうち、 17,594事業場(全体の73%)で労働基準法などの法令 違反が確認されています。また、8,904 事業場(全体 の約4割)で違法な時間外・休日労働があったとして、 是正勧告書が交付されています。

●労働基準関連法令違反の状況(是正勧告書交付)

1.監督指導の実施事業場	24,042 事業場
2.労働基準法等の法令違反	17,594 事業場(73.2%)
3.違法な時間外・休日労働 ※1	8,904 事業場(37.0%)
うち 1 ヶ月あたり 80 時間超	2,982 事業場(33.5%)
うち 1 ヶ月あたり 100 時間超	1,878 事業場(21.1%)
うち 1 ヶ月あたり 150 時間超	419 事業場(4.7%)
うち 1 ヶ月あたり 200 時間超	93 事業場(1.0%)
4.賃金不払残業があった	1,551 事業場(6.5%)
5.過重労働による健康障害防止	4,628 事業場(19.2%)
措置が未実施 ※2	

- ※1「違法な時間外・休日労働」時間数は、<u>時間外・休日労働</u> の実績が最も長い労働者の時間数。
- ※2 「過重労働による健康障害防止措置が未実施」は、<u>健康</u> 診断や衛生委員会、月 80 時間超残業をした社員 からの医師による面接指導の申し出の未実施等。

厚生労働省は、11 月の「過重労働解消キャンペーン」 期間中に重点的な監督指導を行うとのことです。

退職所得控除の適正化(令和4年分以後)

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については 退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととさ れていますが、現状の退職給付の実態を踏まえ、<u>勤続</u> 年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても 「2分の1課税」を適用しないよう退職所得課税の適 正化が講じられます。

●退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

(収入金額-退職所得控除額(※1))×1/2×税率 (※2)=退職所得に係る所得税額

- (※1)①勤続年数 20 年迄は 1 年につき 40 万円
 - ②勤続年数20年超は1年につき70万円
- (※2) 課税退職所得金額の区分に応じ5~45%までの 税率が適用

●改正の内容

勤続年数5年以下の法人役員以外の退職金は、退職 所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部 分について、「2分の1課税」を適用しないように見直さ れます。

●退職所得課税の見直し(1/2 課税の適用関係)

勤続	従業員		役員等
年数	退職所得控除後の残高		
8	300 万円以下	300 万円超	
5年	適用有	(改正前)適用有	適用無
以下	8	(改正後)適用無	
5年超	適用有	適用有	適用有

●適用時期

令和 4 年分以後の所得税に適用

ワクチン接種・社員に強制不可

国の発表によるとワクチン接種に関しては、8月30日現在下記の通りの割合になります。

	全体	65歳以上
1回接種割合	55.6%	89.5%
1回接種人数	7,070 万人	3,175 万人
2 回接種割合	44.6%	87.2%
2 回接種人数	5,672 万人	3,095 万人

米国では、有力企業などが相次いで義務化を表明していますが、法制度が異なる日本企業は距離を置いています。

日本の予防接種法第9条で「接種をうけるよう努めなければならない」の規定としていて、いわゆる努力義務としていて義務とは異なります。予防接種法に基づいて行われる定期接種の多くのもの(4種混合、麻しん、風しんの予防接種など)にも、同じ規定が適用されています。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」(令和2年12月9日施行)により、同法の規定を適用することとなりました。

そのため、厚生労働省ワクチン Q&A においても

ワクチン接種は強制でなく最終的にはあくまで、ご 本人が納得した上で接種を判断してもらいます。

としています。

外食大手のワタミは原則接種で行うが、個人の権利や 事情に配慮して義務や強制をせず、国内社員約1,500 人、アルバイト約7,000人に接種を勧め、接種が終われ ば「ワクチン接種済み」バッチをつけてもらう方針です。

ワクチン接種は義務ではなくあくまで任意です。企業としては社員やお客様への影響を考慮しできるだけワクチン接種を推奨したいと思っていますが、個人情報の観点から、任意の匿名であればワクチン接種の事前意向調査や接種結果調査などを行い把握するのは問題ないと思われます。

平均寿命 男性 81.64歳、女性が 87.74歳

厚労省が2021(令和3)年7月発表の「簡易生命表」によると2020(令和2)年の平均寿命は男性81.64歳(前年比+0.22歳)、女性が87.74歳(前年比+0.30歳)になりました。 厚労省は、各年齢の人が平均あと何年生きられるかを示す「平均余命」の見込みを毎年計算しており、0歳の平均余命が平均寿命となります。

	男性	女性
年齢	平均余命(生存年齢)	平均余命(生存年齡)
0歳	81.64 歳	87.74 歳
20 歳	61.97(81.97 歳)	68.04(88.04 歳)
30 歳	52.25(82.25 歳)	58.20(88.20 歳)
40 歳	42.57(82.57 歳)	48.40(88.40 歳)
45 歳	37.80(82.80 歳)	43.56(88.56 歳)
50 歳	33.12(83.12 歳)	38.78(88.78 歳)
55 歳	28.58(83.58 歳)	34.09(89.09 歳)
60 歳	24.21(84.21 歳)	29.46(89.46 歳)
65 歳	20.05(85.05 歳)	24.91(89.91 歳)
70 歳	16.18(86.18 歳)	20.49(90.49 歳)
75 歳	12.63(87.63 歳)	16.25(91.25 歳)
80 歳	9.42(89.42 歳)	12.28(92.28 歳)

厚労省が情報を把握する50の国・地域の中で日本人の 平均寿命は男性が2位、女性が1位になりました。

尚、2020年から地域を除いて国のみとするようにしたため、 今まで1位の香港は対象外となりました。

	男性	女性
1 位	スイス 81.90 歳	日本 87.45 歳
2 位	日本 81.64 歳	韓国 86.30 歳
3 位	シンガポール 81.50 歳	シンガポール 86.10 歳

厚労省によると平均寿命の伸びは医療水準や健康意識の 向上などの成果とみられるとの事です。

ただ、新型コロナウイルスの影響は若千あり、男性 0.03 歳 女性 0.02歳平均寿命が短くなったが、日本では比較的、 影響としては小さかった模様です。